**社会保障II　2024年12月16日（月）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第9回【労働者災害補償制度の概要】目的・対象・給付の内容・財源構成第5章社会保障制度の体系 第４節労災保険制度と雇用保険制度の概要 1.労働保険制度の概要2.労働者災害保険制度　p.195-205**

**●リアクションペーパーII＃9**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**１．労働保険制度の概要**

**□労働に関わる社会保険制度には、労働災害補償制度（労災保険）と雇用保険がある。**

**□労災保険・雇用保険とも政府が管掌、厚生労働省が全国一律の制度として運営している。**

**□厚生労働省（本省）は制度の企画立案・制度改正・事業所から保険料の徴収（雇用保険料・労災保険料）、労働保険審査会の運営を行う。**

**□都道府県労働局（47）には不服申立機関（雇用保険審査官・労働災害補償保険審査官）があり,公共職業安定所（ハローワーク）（321）は雇用保険・就労斡旋などを,労働基準監督署（544）は労災保険や労働環境の監督を行う。**

**２．労働者災害保険制度**

**□「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」（労働災害補償法　第一条）**

**□労災保険法は1947（昭和22）年の労働基準法（労働災害に対する使用者の補償責任を定める）と同時に制定されたが、その対象は一定の規模・業種に限られていた。しかし、**

**1972（S47)年にはすべての事業が強制適用事業となる。**

**□その後、補償の年金化、給付額のスライド制導入が進み、1973（S48)年には通勤災害補償制度、1996（H8)年重度被災労働者に対する介護（補償）給付、2001 （H13)年脳・心臓疾患の発症防のための二次健康診断給付などが加わる。**

**□労働者を1人でも使用するすべての事業所は強制加入が原則だが、例外として5人未満の個人経営の農業・畜産・水産事業は任意加入、国家公務員・地方公務員は別途、災害補償法があり適用対象外、逆に船員は2010（H22)以降、船員保険から労災に統合された。**

**□適用事業所で使用される労働者は、常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される（バイトも可と覚えると良い）。**

**□中小企業の企業主とその家族従業員や一人親方（大工・左官・個人タクシー・フリーランス）、海外派遣者など・特定作業従事者（農業従事者など）など、特定作業従事者などを対象とした特別加入制度があり、近年は対象範囲が拡大し、原付・自転車での貨物運送事業者（ギグ／ワーカー）などの個人事業主も特別加入が可能。**

**□労災認定は労働者の申請に基づき労働基準監督署が行う（申請主義・労基署の認定が必要）**

**□労災保険の財源は**事業主が納める労災保険料のみである**。業務災害に対する補償の責任は全面的に事業主にあり、労働者にはないとの考えから、労働者の負担はない（健康保険などとの違い）、また国庫負担もない。**